

宇治市教育委員会定例会会議録

日 時 令和元年8月29日(木) 午後6時00分 開議

場 所 宇治市役所 602会議室

会 議 日 程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 会期について
日程第3 報告
日程第4 報告第9号 専決事項の報告について
日程第5 議案第15号 宇治市立幼稚園規則の一部を改正する規則を制定するに
ついて
日程第6 議案第16号 令和2年度使用学校教育法附則第9条の規定による教科用
図書の採択について
日程第7 議案第17号 令和2年度以降使用小学校教科用図書及び令和2年度使用
中学校教科用図書の採択について
日程第8 議案第18号 令和元年9月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取に
ついて

会議に付した事項 会議日程に同じ

出席者

教 育 長 岸 本 文 子

(教育委員)

教育長職務代理者 加賀爪 毅
委 員 金丸公一
委 員 中筋斉子
委 員 小山栄子

(出席職員職氏名)

部 長	伊賀和彦	副 部 長	上道貴志
教育支援センター長	市橋公也	教育総務課長	栗田益典
学校教育課長	吉田秀平	学校管理課長	三村敦
教育支援課長	福山誠一	教育総務課副課長	吉川貴之

学校教育課副課長 渡 邊 和 孝 学校教育課総括指導主事 石 田 京 美
大久保青少年センター館長 山 森 浩 平

(書記職員職氏名)

教育総務課企画庶務係長 加 藤 冬 子 教育総務課主事 奥 田 峻 也

開 会 (午後6時00分)

開会宣言 教育長が8月教育委員会定例会の開会を宣言する。

日程第1 会議録署名委員の指名について

教育長から宇治市教育委員会会議規則第13条第3項の規定により、中筋委員を指名する。

日程第2 会期について

教育長から1日限りとする旨の提案があり、全会一致で決定する。

日程第3 報告

- (1) 宇治市立中学校における給食の検討について
- (2) 図書館資料等の投棄事案について
- (3) 「要望書」等について
令和元年度 要望書(市立幼稚園PTA連合会)
- (4) 宇治市教育委員会後援事業について

以上4件を報告する。

[説明]

(1) 宇治市立中学校における給食の検討について

宇治市中学校給食検討委員会は、平成30年7月27日から本市の中学校給食の実施に向けて、小・中学生及び保護者へのアンケート調査などを実施するとともに、宇治市及び他市町への視察など、9回にわたり委員会を開催し、令和元年8月23日に、報告書の提出を受けた。

これまでの議論は以下の5項目にまとめられている。

- 「1.学校給食に関する基本的事項の共有について」
- 「2.中学校給食の実施方式に関する基本的な事項について」

「3.中学校給食の実施方式の検討について」

「4.望ましい中学校給食の実施に向けた方向性について」

「5.検討報告まとめ」

資料「4.2.実施方式の選定について」に、土地の確保や食中毒の拡散リスクはあるものの、中学校の限られた敷地や小学校給食室の老朽化等の課題、生徒数の減少を見据えた施設規模の検討、安全・安心な給食提供や効果的な食育の実施、早期の給食実施、全中学校での給食開始時期に差異が生じないことなどの総合的な観点から委員会として、給食センター方式による実施が望ましいと意見がまとまった。

上記をふまえ、検討報告のまとめとして、6点の配慮すべき事項が記載されている。

一つに、中学校給食の実施に向け、調理後2時間以内に喫食できるよう交通事情や地理的状況を踏まえ、適切な場所に用地を確保すること。次に、アレルギーや食中毒に対し、一元管理できるメリットはあるものの、万が一の場合に備え、マニュアル等の作成・研修を実施するとともに、食中毒においては、拡散リスクの低減を図り、食材の仕入れ先の分散、調理系統の複数化や施設の分散などを検討すること。また、現場の教職員等が、正しい知識を学び迅速な対応がとれるよう研修に努めること。次に、各中学校において、配膳員の配置や施設改修を図るなど教職員の負担軽減に努めること。次に、現場の調理員と生徒が交流できる場となるよう給食センターならではの食育を図るとともに、中学校に栄養教諭等を配置するなど食育の推進に努めること。次に、残食量については、きめ細かに管理するとともに、残食を軽減させる工夫について、配慮すること。

次に、給食センターからの車両動線や配膳に必要な動線については、学校現場と綿密に調整・検討するとともに、クラブ活動や生徒の安全に配慮することとなっている。

[意見]

[委員] これから給食を実現するにあたって、様々な課題があると思うが、多方面から要望があるように、なるべく早期に、また安心・安全な学校給食が実施できるように取り組んでいただけたらと思う。

[事務局] 多くの課題があるが、事務局としても実施していきたいと考えている。

[質疑]

[委員] 給食センターは具体的に何ヶ所を想定しているのか。

[事務局] 現時点では決まっていないが、集約化する場合についても、例えば調理系統の複数化を図るなど、一つの施設になってもリスク分散を図るような取り組みを考えていきたい。

[委員] アンケートの結果、センター方式が望ましいとのことだが、生徒と保護者の願いがセンター方式で最も実現しやすいということか。

[事務局] アンケートの中で調理方式を問う質問はなく、中学校での給食実施につ

いて、意見や感想を求めたもので、生徒には一定受けとめられている。

こういった状況も踏まえ、中学校給食を実施するにあたって、学校活動について最大限配慮しつつ、実施方式についても検討されたところで、自校調理方式、親子調理方式、デリバリー方式といったものも検討の一つに挙がっていたが、それらより給食センターが最も現状の影響が少ないのではないかとということで方式が決定された。

[委員] アレルゲンの一元管理との記載があったが、アレルギーのある生徒への調理は別の調理スペースを確保し、調理も別ということか。

[事務局] アレルギーの検討については委員会の中でも様々な議論があり、細かな要望に応えていく手法もあるのではないかと意見もあったが、現状では小学校の給食調理についても、国からは7大アレルゲンを除いたものと、それ以外という完全除去食かどうかということのみ対応する方が安全管理上はよいのではないかと指針が示されており、そのスペースをセンターの中で確保していく必要があると考えており、専用のスペースを設ける形で考えていきたい。

(2) 図書館資料等の投棄事案について

8月に図書館資料等の投棄が新たに判明した。尚、詳細については現在不明な点が多い状況である。投棄場所は、宇治市二尾にある乗馬クラブ「カシオペアライディングパーク」内である。投棄冊数は全部で147冊であり、そのうち宇治市図書館の蔵書は48冊である。

経過は、令和元年8月7日に、府立図書館から「宇治市内で大量の図書館資料が投棄されているとの電話があった」との連絡を受け、宇治市の図書館から宇治警察署へ通報した。その後、宇治警察署の現地確認で約10束の図書等を発見した旨の連絡があった。その後、8月23日に宇治警察署から二尾で発見された投棄図書は合計で147冊、うち宇治市図書館の図書48冊が含まれていたとの連絡があった。

現在、警察から図書の引き渡しを受けて、図書の貸し出し状況等を調査しており、被害届を提出することを検討している。

(3) 「要望書」等について

令和元年度 要望書(宇治市立幼稚園PTA連合会)

宇治市立幼稚園PTA連合会より、各園のPTA会長の連名で要望書の提出があった。各園の共通の要望としては、一つ目に、公立幼稚園全3園での3年保育の実現。二つ目に、公立幼稚園全3園での預かり保育の実施。三つ目に、3年保育の実施や預かり保育実施の周知徹底、公立幼稚園のアピールを充実させるといった内容である。

また、個別の各園の主な要望としては、園の施設に関する要望で、建物の修繕や樹木の剪定など、他に通園路に関する要望で、歩道等の整備といった内容である。

[質 疑]

[委 員] 木幡幼稚園の要望にある、緑道帯に関する要望で、路上駐車の手で死角になり、子どもが飛び出すと危険との記載があるが、路上駐車の手撤去等の対策は何か考えているのか。

[事務局] 当該地は向かい側で開発があり、道路区域も拡幅された経過がある。道路担当部局と調整を図っており、拡幅された経過から、幼稚園側にも路側帯を引くことができると考えており、路側帯が引くことができれば取り締まりが可能になるとのことなので、現状は路側帯が引かれていないが、今後、前向きに検討されるものと考えている。

(4) 宇治市教育委員会後援事業について

宇治市連合育友会主催の「スポーツ交流会」他7件、計8件の事業について後援した。また、宇治市体育振興会連合会主催の「宇治市体育振興会連合会 第4回交流ボウリング大会」について共催した。

日程第4 報告第9号 専決事項の報告について

[説 明] 本件については、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第4条第2項の規定により報告するものである。

専決第7号宇治市教育委員会職員の任免について、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第4条第1項第2号の規定により、宇治市教育委員会職員の管理職以外の任免について専決処分を行った。

[質 疑] なし

日程第5 議案第15号 宇治市立幼稚園規則の一部を改正する規則を制定するについて

[説 明] 本議案は、今年度をもって大久保幼稚園を廃園するのに伴い、令和2年度市立幼稚園児募集において、大久保幼稚園での募集を停止するため、所要の改正を行うものである。

改正内容は、定員設定の欄から大久保幼稚園を削除するとともに、併せてその他字句等の整理を図るものである。

[質 疑] なし

[討 論] なし

[採 決] 採決の結果、全会一致で可決する。

日程第 6 議案第 1 6 号 令和 2 年度使用学校教育法附則第 9 条の規定による教科用
図書の採択について

[説 明] 小・中学校の特別支援学級において当該学年用検定図書を使用することが
適当でない場合、学校教育法附則第 9 条の規定により、下学年の検定教科書
やその他一般図書を教科用図書として採択することができることとなっている。

また、採択そのものの手続きについては、学校教育法第 3 4 条第 1 項に基
づく教科用図書と異なり、設置者責任による独自採択となる。

本議案は、令和 2 年度に本市の特別支援学級で使用する教科用図書につい
て、「一般図書採択一覧表」の図書を採択したく、地方教育行政の組織及び運
営に関する法律第 2 1 条第 6 号に基づき、議決を求めるものである。

[質 疑] なし

[討 論] なし

[採 決] 採決の結果、全会一致で可決する。

日程第 7 議案第 1 7 号 令和 2 年度以降使用小学校教科用図書及び令和 2 年度使用
中学校教科用図書の採択について

[説 明] 令和 2 年度以降に小学校で使用する教科用図書及び令和 2 年度使用中学校
教科用図書について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律
第 1 3 条第 4 項の規定に基づき、去る 7 月 1 9 日開催の山城教科用図書採択
地区協議会における協議結果を受け、義務教育諸学校の教科用図書の無償措
置に関する法律第 1 3 条第 5 項及び、地方教育行政の組織及び運営に関する
法律第 2 1 条第 6 項の規定に基づき、議決を求めるものである。

尚、中学校の教科用図書については、令和 3 年度の新学習指導要領の全面
実施に伴い、来年度に改めて採択することから、今回は令和 2 年度に限って
使用する教科用図書となる。

山城教科用図書採択地区協議会では、採択する教科用図書の協議を行うに
あたり、意見を広く聴取するために、教科用図書の見本を順次展示する巡回

展示を実施しており、本市でも6月3日から7月3日までの間、市内小中学校それぞれ4校と市役所6階において教科用図書の見本を展示し、50名の閲覧と23件の意見書の提出を受けた。これらも含む、山城地域全体の意見も踏まえ、協議された結果、国語は光村図書出版、書写は東京書籍、社会は日本文教出版、社会の地図は帝国書院、算数、理科、生活は新光出版社啓林館、音楽は教育芸術社、図画工作は日本文教出版、家庭は開隆堂出版、保健、英語は東京書籍、特別の教科道徳は学校図書となっている。

今回、英語の教科用図書が新たに採択された他、前回までの教科用図書から発行社が変更となった教科は、地図と特別の教科道徳である。

英語については各授業が同じパターンで進められるようにページ構成されている点、題材は児童に身近な内容とし、必然性のある会話に設定されている点、他教科の学習内容と関連付けが多く図られている点、別冊の単語、センテンス集はイラストでの意味共有や分野別の編集がなされている点など、教員、児童のいずれにとっても使いやすいように配慮されたところが考慮された協議結果である。

地図については、巻頭に地図上の繋ぎ方を配慮するなど、来年度から初めて使用する第3学年に配慮された構成がなされている点、地図活用の技能や、社会的な見方、考え方を主体的に身に付けられるような課題が設定されている点、地図の取り扱い方が丁寧に記され、児童の学習意欲が高まるように配慮されているところが考慮された協議結果である。

特別の教科道徳については、題材に情報モラルや、現代的な課題が網羅されている点、1年間の学級運営に合わせて、単元が構成されている点、教材文と内容項目別に記録するノートの2分冊で構成されている点など、児童が主体的に考えることができるように、また教員の授業の進め方に応じた活用方法が可能となるように配慮されたところが考慮された協議結果である。

中学校教科用図書につきましては、平成30年度検定において、新たな図書の申請がなかったことから、各教科とも現行のまま採択された。したがって、山城教科用図書採択地区協議会の協議結果の通り、採択することが適切であると判断し、提案するものである。

[質 疑]

[委 員] 採択地区協議会の協議については、どういった採択基準で、また、どういった基本的観点で行われたのか。

[事務局] 本年4月に、京都府教育委員会教育長より通知された、平成32年度使用義務教育諸学校の教科用図書の採択基準及び、基本観点に基づいて検討された。通知に示された採択基準は、まず、学習指導要領に示す目標の達成のために工夫されていること。次に、内容や構成が学習指導を進める上で適切であること。次に、使用上の便宜が工夫されていること。の三点で

ある。

また、基本観点については、一つ目の採択基準において、全体としての特徴や創意工夫。二つ目の採択基準においては、基礎的、基本的な知識及び技能の習得を図るための配慮。思考力、判断力、表現力等の育成を図るための配慮。児童が主体的、対話的に学習に取り組むことができる配慮。学習指導要領に示していない内容の取扱い、他の教科等との関連、特別の教科道徳については、道徳的諸価値についての理解を深めるための配慮。物事を多面的、多角的に考え、自己の生き方についての考え方を深めるための工夫。児童が主体的、対話的に学習に取り組むことができる配慮。情報モラルと現代的課題の取扱い、他の教科等との関連。三つ目の採択基準においては、表記、表現の工夫となっている。

[委 員] 前回の採択との違いはあるか。

[事務局] 二つ目の採択基準において、内容や構成が学習指導を進める上で適切であることの観点として、「児童が自主的に学習に取り組むことができる配慮」という部分が、「児童が主体的、対話的に学習に取り組むことができる配慮」へと変更されている。

これは、新学習指導要領で示された、授業改善の視点、主体的、対話的で深い学びの実現、とりわけ学びへの興味関心を喚起し、見通しを持って取り組んだ自己の学習活動を振り返って、次に繋げる主体的な学び、子ども同士の協働、教職員との対話等を通じ、自己の考えを広げ、深める対話的な学びの実現に資することが、今回の教科書採択のポイントである。

[委 員] 京都府教育委員会から通知された採択基準や基本観点について検討されたということだが、山城の地区協議会として、山城の課題を踏まえた教科書採択の観点というのはあるのか。

[事務局] 今回の協議会で、山城地区の課題を踏まえた四つの観点が示された。

一つ目は、学力の向上に向け、児童が主体的に学習に取り組むことができる配慮。思考力、判断力、表現力等を育成する配慮が成されているかということ。二つ目は、公教育として多種多様な意見がより反映されているか、公平性が担保されているかということ。三つ目は、教員の若年化に伴い、授業の質を担保する上でも若手教員が授業で使いやすいものであるかということ。四つ目は、児童が親しみやすく使いやすいもので、主体的、対話的で深い学びの実現に寄与するものであるかということ、の四点である。

[委 員] 若手教員が授業で使いやすいものであるかという観点から検討したとのことだが、他に現場の教職員の意見が反映されたものはあるか。

[事務局] 山城教科用図書採択地区協議会の規約に、協議会に教科用図書の選定に必要な調査研究を行うため、調査員を置く。調査員は見本の送付があった全ての教科用図書の調査研究を行い、種目ごとに調査研究の結果をまとめ

た資料を作成し、協議に報告するとあり、調査員は、協議会が種目ごとに5名ずつ委嘱しているものである。教科別に調査員会議が開催され代表調査員が調査報告書をまとめるとともに、協議の場で説明を求められた。

また、これらの調査員については、学校現場から教員をそれぞれ委嘱しているという状況であり、加えて、教科書展示の場においても、現場の教職員が意見を提出できるシステムになっていることから、教職員の意見は反映されていると考えている。

[委員] 教科書法定展示及び巡回展示により寄せられた意見は反映されているのか。

[事務局] 宇治市においては、閲覧が50名、意見書の提出が23件となっており、これらの意見を集約したものが、山城教科用図書採択地区協議会の資料の一つとされているので、協議会において、これらも参考にしながら検討されたと考えている。

[委員] ほとんどの教科書にバーコードがあるが、これはどのような使い方で、どのような教育的な効果を考えられたものなのか。

[事務局] 発行社がそれぞれ作成しているデジタルコンテンツを示すものである。種目によって異なるが、これまで学んできた学習内容のポイントが復習できるようにしている他、該当ページに関連する画像や動画資料、また、実習等において、実際の動き、手順を示す動画等が視聴できるようになっている。児童が学習内容を理解したり、深めたりする一助となり得るものである。

[委員] 重いランドセルやカバンを背負うということで、教科書の重さを問われることが多く、児童に配慮して軽量化を図る教科用図書もあるようだが、今回の採択ではどのような観点からそれが反映されたのか。

[事務局] 全ての教科書の重量を調査しきれているわけではないが、話題になっていることもあり、紙質の工夫や、内容を精選することでページ数を調整するなどし、軽量化を図った発行社もある。

[委員] 英語が初めて教科書の採択をされるが、どのような理由からこの教科書を採択するのか。

[事務局] 英語については、東京書籍、開隆堂出版、学校図書、三省堂、教育出版、光村図書出版、新興出版社啓林館の7社から、1時間あたりの学習内容が、1ページで紹介され、各授業が同じパターンで進められるよう構成されているということ、単元ごとの振り返りのためのワークシートが準備されているということ、題材は児童に身近な内容を取り上げており、会話も必然性のあるものであるということ、世界と自国の生活、文化等に関連付け、また多くの他教科との関連も図られているということ、児童が使いやすいように、別冊の単語、センテンス集がイラストで意味を示すとともに、分野ごとに編集されているという点、また、別冊ということもあり、小学

校5年生の段階、6年生の段階と2年間続けて使用することが可能である
というような点から、東京書籍が選定されている。

[委員] 今回の採択で、社会科の地図と道徳科がこれまでの発行社と変更になる
が、その理由は。

[事務局] 地図については、東京書籍、帝国書院の2社から、地図帳の使い方を巻
頭に配置するなど、来年度新たに使用する第3学年に配慮された構成にな
っていること、児童が地図活用の技能や、社会的な見方、考え方を主体的
に身に付けられるように、自主学習の課題等も設定されているということ、
思考力、判断力、表現力等の育成を図るため、防災マップ作成の手順が掲
示されていること、軽量化が図られているということ、色覚特性に配慮し
た配色や紙質等の課題が今回改善されているということから、帝国書院
が選定された。

道徳科については、東京書籍、学校図書、教育出版、光村図書出版、日
本文教出版、光文書院、学研、廣済堂あかつきの8社から、情報モラルや
現代等を始めとする現代的な課題を網羅しているということ、1年間の学
級経営に合わせた単元構成が成されているということ、授業準備の軽減に
もつながら教材分とノートの2分冊構成が成されているということ、内容
項目別のノートによる学習の連続性が見込めること、教員の授業の進め方
に応じた活用方法が可能であるということから、学校図書が選定された。

[委員] 道徳の教科化に伴って、昨年度、今年度と使用してきたものが、敢えて
来年度から学校図書に変わることにしてもう少し詳しく。

[事務局] まず、児童の実態に合わせた様々な授業の進め方、教員側からすると、
指導方法に対応しているという視点についてである。

さらに、児童が主体的に、考える道徳につながるという視点である。

学校図書の教材文には、内容項目や発問例が記載されておらず、学習を
進める中で、児童自身に内容項目に気付かせていくというような授業展開
が可能となり、反対に、教員が初めに内容項目を示す、従来の授業の進め
方も可能になる。また、発問の内容も児童の実態に合わせて工夫することが
できるという点である。また、別冊のノートは1時間の授業ごとに構成
するのではなく、同じ内容項目でまとめられている。少し時間をおいて、
以前の自分の想いや考えを想起することができることから、児童がより考
えを深めていくことに繋がるということが期待できる。

このように、児童の主体性を引き出し、なおかつ教員の多様な指導方法
に対応しているということから、今回、学校図書が選定された。

[意見]

[委員] 若手教員が増えている中で、若手教員にとって指導しやすいものがよい
と考えており、昨年度、今年度に使用していた指導教科の教科書はそうい
った方向のものだと思っていたが、今回、学校図書に変更されたというこ

とは、より児童が主体的に学べて、深い学びがこの教科書でできるということを重視したと思っている。道徳科の授業に対して、どういう授業をしていくのがよいのかということの研究していくのが前提で、この教科書を活用していくと思うので、工夫していただけたらと思う。

[委員] 形作られた指導計画に基づいて、一律的な指導を行っていくよりも、教員がそれぞれ創意工夫するなど、子どもの気付きを大切にせる授業展開をしていくという意味では、教職員の力量が問われてくるので、教育委員会としては、教員の授業研究などといった研修等を通じて力を入れていただきたい。

[討論] なし

[採決] 採決の結果、全会一致で可決する。

日程第8 議案第18号 令和元年9月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取について

市議会提案前の案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開とする旨の提案があり、全会一致で決定する。

[説明] 本議案は、令和元年9月宇治市議会定例会提出議案として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、宇治市長から8月23日付けで意見を聴取されているものである。提出議案は、「令和元年度宇治市一般会計補正予算第3号」「宇治市立幼稚園の使用料等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて」「宇治市大久保青少年センター条例の一部を改正する条例を制定するについて」であり、教育委員会としてこれに異議がないとするものである。

初めに、「令和元年度宇治市一般会計補正予算第3号」については、まず、へき地校通学バス運行管理業務委託事業についてである。山間部の児童、生徒の通学や、笠取小学校の特認入学制度を利用する児童の通学のための運行業務について、現契約が令和元年度末で期間満了となることから、契約更新にかかる経費について5,310万円の債務負担行為を設定するものである。

次に、本年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、国において本年5月に「子ども子育て支援法の一部を改正する法律」の可決を受け、幼児教育の無償化を実施されるために、当初予算にて必要経費を計上していたが、私立幼稚園の保育料改定を受け、不足分を計上するとともに、実費徴収にかかる補足給付事業における新制度未移行園に通園する年収360万円未満相当世帯の園児並びに所得階層に関わらず、小学校3年生以下で、第3子以降

の園児に対する給食副食費への給付事業を実施するため、子育て支援施設等利用給付費補助金に4,080万円を追加計上するものである。

また、これらの補助事業の実施に伴って、国庫負担金、補助金として合わせて1,860万円、府負担金、補助金として合わせて1,110万円の歳入の追加計上をするものである。

次に、「宇治市立幼稚園の使用料等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて」は、改正の内容が、本年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、宇治市立幼稚園における幼児教育の無償化を実施するため、保育料を改める必要があり、所要の改正を行うものである。

具体的には、園児一人あたりの幼稚園の保育料の額を0円とし、保育料を徴していた別表並びに関連する条項について削除するとともに、その他所要の改正をするものである。

尚、条例の施行日は令和元年10月1日とするが、預かり保育利用料にかかる一部条項については、公布の日より施行することとする。

最後に、「宇治市大久保青少年センター条例の一部を改正する条例を制定するについて」であるが、この度の改正は、大久保青少年センターを大久保幼稚園跡地に移転することに伴う、設置場所の変更及び広く市民に学習活動の場を提供できるよう、所要の改正を行うものである。

尚、条例の施行日は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において、教育委員会規則で定める日から施行することとする。

[質 疑] なし

[討 論] なし

[採 決] 採決の結果、全会一致で可決する。

閉会宣言 教育長が8月教育委員会定例会の閉会を宣言する。

閉 会 (午後6時55分)